

学校法人多幾山学園

こぼとっこくらぶ

児童発達支援

防災マニュアル

～目次～

はじめに	3P
第一章 震災	4P～
震災事前対策	
避難場所	
家族との安否確認	
従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動	
施設再開までの復旧計画	
地震発生時の対応(事業所内編)	
地震発生時の対応(事業所外編)	
震災時の送迎	
第二章 火災	8P
防火防止対策	
火災発生時の対応	
火災時の送迎	
第三章 水災	9P～
大雨、台風、積雪等大規模災害時の営業	
風水害時の対応	
避難の目安	
雨量と風量の目安	
風水害対応組織体制	
第四章 消防計画	12P～
目的	
適用範囲	
建物等の自主点検	
従業員等の遵守事項	
消防用設備等の法定点検	
震災対策	
警戒宣言発令時の対応策	
教育訓練	
消防機関への報告、連絡	
避難場所	

～はじめに～

【目的】

このマニュアルは、すべての従業員が地震、火災、その他の災害のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応（予防）するために必要な事項を定め、利用者および従業員の生命や健康を守ることと、被害の軽減を図ることを目的とする。

【基本指針】

- ・第一に、従業員、利用者の命の保護を最優先とする。
- ・第二に、施設を保護し、業務の早期復旧に努める。
- ・第三に、余力がある場合は近隣住民や施設への協力にあたる。

【管理責任者の役割】

各事業所の管理責任者は防災担当責任者の役割を担い、気象情報（注意報、警報、その他の情報）および地震に関する情報を速やかに入手できる体制を整備し、利用者と従業員の安全を確保するとともに、行政との連携により、避難に関する情報を正確かつ迅速に入手する。このため、管理責任者は本マニュアルに基づき従業員を指揮し、業務にあたる。

【マニュアルの掲載および変更】

- ① 本マニュアルは、各事業所内に保管するとともに、利用者および利用者の保護者が確認できるよう、ホームページに掲載する。
- ② 本マニュアルは、毎年度、最低 1 回直し確認を行い、必要に応じて修正するものとする。また、東京都からガイドラインの改訂通知があった際は、適宜見直しを行い変更するものとする。

第一章 ～ 震災 ～

【震災事前対策】

- ① 震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行う。
- ② 災害時における療育室から屋外の集合場所等に至る避難経路を定めた地図を作成し、廊下など誰もが確認できる場所に掲出する。
- ③ 窓や書棚、食器棚等のガラスについては、必要に応じて飛散防止フィルム等で補強する。
- ④ ロッカー、棚、大型電化製品など備品類については、金具等によって床や壁にしっかりと固定する。収納スペースの扉については、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を施す。
- ⑤ 照明器具や壁掛け時計などについては、取付け状態を点検し、必要に応じて落下防止策を施す。
- ⑥ 門、塀の亀裂等の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行う。物置、老木等、施設の構内にある倒壊の恐れのある工作物の点検を行い、必要に応じて固定、補強し、不用物は除去する。
- ⑦ 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。
- ⑧ 防災マニュアルに準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。
- ⑨ 周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力を努める。
- ⑩ 鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業員等に適宜伝達する。

【避難場所】

各事業所の避難場所は次のとおりとする。

☆避難場所一覧☆

事業所名	第一避難場所	第二避難場所
こばとっこらぶ	「中野区役所一帯」 中野区中野4-8-1	「中野中学校」 中野区中野4-12-3

【家族等との安否確認】

- ① 管理責任者は、震災時に利用者および従業員の安否を、電話もしくは LINE アプリを利用し確認する。電話や LINE 回線がパンク状態になり繋がりにくい際は 東京都防災アプリ を利用し確認する。その後、利用者および従業員の安否を家族に報告するものとする。
- ② 震災時における従業員の安否確認者及び安否確認手段は、次のとおりとする。

☆安否連絡手段一覧☆

安否確認者	優先順位	安否確認手段
管理者責任者	第1優先順位	電話・LINE
	第2優先順位	電子メール・ショートメール
	第3優先順位	東京都防災アプリ

【従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動】

- ① 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがいい場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。
- ② 震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保するものとする。
- ③ 震災時にグループ Line を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底するものとする。

※施設内待機場所・・・事業所のフロア、または事務所

【施設再開までの復旧計画】

- ① 震災後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- ② 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく
- ③ 管理責任者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

※補助金の申請にも必要となるため、写真や見積書も用意する。

【地震発生時の対応～事業所内～】

- ① 身を守る
 - (ア) ヘルメットや防災頭巾を使用し頭部を守る。
 - (イ) 身を低くし、机にもぐる。倒れそうなものの近くから離れて状況を待つ。
- ② 脱出口の確保
 - (ア) 玄関のドアを開ける。
- ③ 火災の発生を防ぐ(出火した場合は消火活動)
 - (ア) 火元になる可能性がある物のコンセントを抜く。
 - (イ) 火災が発生した場合は事務所にある消火器で消火活動をする。
 - (ウ) 火災が発生した場合は大声で周囲に知らせる。
 - ① 消火器は事務所内とフロアに設置
- ④ 業所内の危険物、障害物の確認
 - (ア) 窓ガラス等の割れ物が落ちていないか、棚が倒れていないか等を確認し、危険物や障害物があれば取り除く。
 - (イ) 危険物や障害物があった際は利用者に靴を履いてもらう。
- ⑤ 正確な情報収集
 - (ア) ネットやラジオなどで情報を収集する。
- ⑥ 避難誘導(必要時のみ)
 - (ア) できるだけ広い道を選び移動する。
 - (イ) 歩行の際は地面の障害物や建物の崩壊に注意する。
- ⑦ 避難所に待機
 - (ア) 避難後は余震に注意し原則、避難所から動かない。
 - (イ) 避難所の関係者に児童福祉施設の利用者、職員であることを知らせる(必要に応じて福祉避難所に誘導してもらう)
 - (ウ) 安全確認後(ケガの有無、人数確認など)に保護者に安否連絡する。
 - ※電話やLINE回線がパンク状態になり繋がりにくい際は東京都防災アプリの伝言板へ書き込み安否連絡をする。

【地震発生時の対応～事業所外～】

① 安全確認

(ア) 利用者や職員にケガ等、変化がないかを確認する。

② 正確な情報収集

(ア) ネットやラジオなどで情報を収集する。

③ 避難誘導(必要時のみ)

(ア) 地震の規模が小さい場合は徒歩で移動し、事業所に戻る。

(イ) 地震の規模が大きい場合は事業所に戻らず、揺れがおさまるまで避難を優先する。

(ウ) 歩行の際は地面の障害物や建物の崩壊に注意する。

(エ) 避難先は周囲の看板や人から情報を収集し学校や大きい公園を探し向かう。

④ 避難所に待機

(ア) 避難後は余震に注意し原則、避難所から動かない。

(イ) 避難所の関係者に児童福祉施設の利用者、職員であることを知らせる。(必要に応じて福祉避難所に誘導してもらう)

(ウ) 安全確認後(ケガの有無、人数確認など)に保護者に安否連絡する。

※電話や LINE 回線がパンク状態になり繋がりにくい際は東京都防災アプリの伝言板へ書き込み安否連絡をする。

(エ) 在宅時、在園時に災害が発生した場合は、基本的に事業所での受け入れせず、臨時休業となる。

第二章 ～ 火災 ～

【防火防止対策】

- ① 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しない。
- ② 終業時は、必ず施錠をする。
- ③ 書庫等は施錠をする。
- ④ ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行く。
- ⑤ 事業所外の不審者に対しては、細心の注意を払う。
- ⑥ 喫煙は、施設外の指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙する。
- ⑦ **防災マニュアル**を活用し、従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。
- ⑧ 火気設備器具（ストーブ、ヒーター等）の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かない。
- ⑨ 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れる時は、必ず消す。
- ⑩ 地震時には、火気設置器具の使用を中止し、コンセントを抜く。
- ⑪ 終業時には、火気設置器具の点検を行い、安全を確認する。

【火災発生時の対応】

- ① 通報連絡（119番）
 - (ア) 通報の種別を伝える。(火災です等)
 - (イ) 所在地と事業所名、通報者名を伝える。
 - (ウ) 児童福祉施設であることを説明する。
- ② 初期消火活動
 - (ア) 事業所内に設置されている消火器を使い消火活動をする。
- ③ 避難誘導（必要時のみ）
 - (ア) 可能であれば窓を開放し、利用者を玄関へ誘導する。(火元が玄関に近ければ出入り可能な窓へ誘導、責任者は現地に残る。)
 - (イ) 利用者、職員の安全確認後、保護者に連絡する。

※在宅時、在校時に事業所で火災が発生した場合は、基本的に事業所での受け入れせず、臨時休業となる。

第三章 ～ 水災 ～

【大雨、台風、積雪、大規模災害時の営業】

- ① 特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪及び大雪特別警報など）発令時は原則、臨時休業とする。
- ② 各警報（大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪及び大雪警報など）発令時は原則、通常営業とするが、状況により安全の確保が難しいと判断した場合は臨時休業とする。

※営業中に特別警報発令がされた際や気象条件、路面状況などにより利用時間を短縮する可能性がある。

【風水害発生時の対応】

- ① 気象情報の収集と共有
 - (ア) ラジオ・テレビ・電話などで気象情報を正確につかむ。
 - (イ) 台風などによる被害が予想される時や災害が発生した時は、市や消防署などが避難や災害の状況などに関する広報を行う。
 - (ウ) 市町村が作成する「洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」を、廊下など誰もが確認できる場所に掲示する。
- ② 屋外の点検
 - (ア) 窓や雨戸・アンテナ・窓ガラスなどを必要に応じて補強する。
 - (イ) ベランダの植木や小物など飛ばされやすいものを取り込む。
 - (ウ) 床上浸水の恐れがある場合は、家財道具などを移動する。
 - (エ) 建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。
 - (オ) 建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難する。利用者の特性に応じて、避難時に介助が必要な利用者や、パニック等による2次災害が想定される利用者の対応も、あらかじめ定めておく。
- ③ 屋内の点検
 - (ア) 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備する。
 - (イ) 気象情報を注意深く聞く。
 - (ウ) 断水に備えて飲料水を確保する。
 - (エ) 火の始末、戸締りを確実に行う。
- ④ 避難経路の確保
 - (ア) 建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。
 - (イ) 建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難する。利用者の特性に応じて、避難時に介助が必要な利用者や、パニック等による2次災害が想定される利用者の対応も、あらかじめ定めておく。
- ⑤ 避難誘導（必要時のみ）
 - (ア) 建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。
 - (イ) 建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難する。利用者の特性に応じて、避難時に介助が必要な利用者や、パニック等による2次災害が想定される利用者の対応も、あらかじめ定めておく。
 - (ウ) 極力高い建物安全へ全員で移動する。（原則、近隣の小中学校へ避難。緊急時は近隣の高層マンションへ避難する）
 - (エ) 利用者、職員の安全確認後、保護者に連絡する。

【避難の目安】

① 河川やその周辺

- (ア) 川の水かさが急に増したり、流れが速くなったりしている。
- (イ) 川が「ゴーゴー」と音を立てて流れたり、川の中から「ゴロゴロ」と音がしたりしている。
- (ウ) 道路の側溝などから大量の水は溢れている。
- (エ) がけ地沿いの川の流れがひどく濁ったり、流れの中に流木や大きな石が混じったりしている。
- (オ) 水位観測地の水位が警戒水位を超えそうになっている。

② 崖とその周辺

- (ア) 斜面から土砂が落ち始めたり、落石が発生したりしている。
- (イ) 斜面から水が吹き出したり、流れ出していた水が急に止まったりしている時。
- (ウ) 斜面に亀裂ができてきたり、地鳴りが聞こえたりした時。

【雨量と風量の目安】

Ⅰ 時間の雨量と雨の降り方

時間の雨量	雨の降り方(目安)
8～15 ミリ	雨の降る音が聞こえる
15～20 ミリ	地面一面土砂降り。雨音で話し声が聞こえにくい
20～30 ミリ	どしゃ降り。側溝がたちまち溢れる
30～50 ミリ	バケツをひっくり返したような雨
50 ミリ以上	滝のように降る

風と被害

風速	被害の様子(目安)
10m/毎秒	傘がさせない
15m/毎秒	看板やトタン板が飛び始める
20m/毎秒	小枝が折れる
25m/毎秒	瓦などが飛び、テレビアンテナが倒れる
30m/毎秒	雨戸が外れ、家が倒れることもある

【緊急連絡、風水害対応組織体制】

☆風水害参集表☆

警戒参集	施設所在市町村内で震度5弱以上を記録したとき ・中野区に大雨警報、洪水警報、暴風警報のうち、どれか一つ警報が発令され、かつ、警報が運営開始時間の2時間前までに解除されないとき	・防火管理者 ・防火担当責任者	自主参集
非常参集	施設所在市町村内で震度5強以上を記録したとき ・中野区に大雨警報、洪水警報、暴風警報の警報が全て発令され、かつ、警報が運営開始時間の2時間前までに解除されないとき	・全員	自主参集

※震度にかかわらず施設に被害が及んだ場合は、こばとっこくらぶ部分に勤務等する者等が管理者に被害の状況を連絡し、対応について判断を求める。

① 従業員間の非常時連絡方法のルール

(ア) こばとっこくらぶ専用のグループ Line を活用し、連絡の迅速化を図る。

(イ) 「今、△△にいます。後□□分で到着します。」 「今、××の理由により参集できません。●●にて待機します。」
等、参集の可否を管理責任者に報告する

② 夜間の風水害等への対応

(ア) 台風の接近などにより施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、あらかじめ気象情報など必要な情報をインターネットやテレビ、ラジオ等により収集し、夜間における風水害等に対応できる体制を整える。

③ 情報通信手段

(ア) 災害用伝言ダイヤル 171

(イ) 災害用伝言板

(ウ) 災害時優先電話

第四章 ～ 消防計画 ～

【目的】

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき、こぼとっこくらぶ における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

【適用範囲】

第 2 条 この計画は、こぼとっこくらぶ に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

【予防管理組織】

第 3 条 防火管理者、防火担当責任者は、次のとおりとする。

防火管理者(こぼとっこくらぶ)	天野 輝彦

【建物等の自主検査】

第 4 条 防火担当責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象	実施月日	検査対象	実施月日
通路・階段	1 日 2 回	火気使用設備	毎日終業日
消防設備等	1 日 2 回		

- ① 防火担当責任者は、実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- ② 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、改修を図らなければならない。

【従業員等の遵守事項】

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 火気管理に関する事項
 - (ア) 喫煙は施設外の指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
 - (イ) 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
 - (ウ) キッチン内は常に整理整頓し、換気扇フィルター等は定期的に清掃する。
 - (エ) 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

- ② 放火防止に関する事項
 - (ア) 建物の周囲に可燃物を置かない。
 - (イ) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
 - (ウ) 物置、空室、倉庫、リネン室等の施錠を行う。
 - (エ) トイレ、洗面所、リネン室等の巡視を行う。

- ③ 避難管理に関する事項
 - (ア) 廊下、階段、通路には、物品（いす等）を置かない。
 - (イ) 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は直ちに除去する。
 - (ウ) 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者又は防火担当責任者に報告する。

【消防用設備等の法定点検】

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために、次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施年月日	
	機器点検	総合点検
消火器	10月 1日	4月 1日
誘導灯		
避難器具		

- ① 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、改修を図らなければならない。
- ② 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

【震災対策】

第7条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

① 日常の地震対策

(ア)ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

(イ)窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

(ウ)火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

(エ)危険物等の流出、漏えい措置を行う。

(オ)高所に置かれた重量物は低所に移動する。

(カ)震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。(備蓄品一覧参照)

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により施設内に滞留が予想される職員数及び利用者数等を満たす数量を確保する。

(キ)救助、救出用資機材は防災センター保管品を使用する。(保管品一覧参照)

☆備蓄品一覧☆

備蓄品目	数量	保管場所
飲料水・非常食 (1人1日あたり3リットル)(水、缶詰、乾パン等)	利用定員数 /2日分	事務室
応急手当セット (三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)	1個	
ヘルメット(防災頭巾)	10個	玄関付近
軍手	10個	
ラジオ	2個	
懐中電灯	2個	

☆保管品一覧☆

保管品目	保管場所
ヘルメット	防災センター
スコップ	
つるはし	
ハンマー	
金てこ・鉄パイプ	
ロープ	
軍手	

② 緊急地震速報発表時の対応

(ア) 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。

(イ) 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。

(ウ) 利用者等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

③ 地震発生時の安全措置

(ア) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(イ) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、防火担当責任者はその状況を確認する。

(ウ) 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(エ) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

④ 災害発生後の自衛消防活動

(ア) 情報収集・伝達（通報連絡班担当）

- ・119番通報および防災センターへ連絡する。

- ・テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

- ・混乱防止を図るため、必要な情報は従業員および利用者知らせる。

- ・到着した消防隊への情報提供。

(イ) 警戒巡視（消火班担当）

- ・火災発生時の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

- ・火災発生時の初期消火活動をする。（消火器や水バケツ使用）

- ・落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

- ・建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

(ウ) 避難誘導（避難誘導班）

- ・利用者等を落ち着かせ、原則として防火担当責任者から指示があるまで待機させる。

- ・利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

- ・利用者等を広域避難所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

【警戒宣言発令時の対応策】

第 8 条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- ① 営業を中止する。(臨時休業)
- ② 利用者は、保護者へ直接引き渡すこととし、引き渡すまでの間は施設もしくは避難所において保護する。

2 警戒宣言発令時の自衛消防活動

- ① 情報収集・伝達 (通報連絡班担当)
 - (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - (イ) 従業員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
 - (ウ) 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。
- ② 応急対策 (消火班担当)
 - (ア) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
 - (イ) 照明器具、ロッカー、書類棚、OA 機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
 - (ウ) 非常持出品の準備を行う。
- ③ 安全誘導 (避難誘導班担当)
 - (ア) 利用者等が混乱しないで退場できるように誘導する。
 - (イ) 利用者等の避難方法及び避難場所については別に定める。

※営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条第 2 項第 2 号に定める応急対策を行う。

※従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

【教育訓練】

第 9 条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

- ① 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	訓練内容	実施回数
震災訓練	震災発生時の対応の手順確認および避難所への移動。防災アプリの操作確認。	最低年 1 回
火災訓練	火災発生時の対応の手順確認および車両までの移動。消防計画の見直し。消火設備の点検。	最低年 1 回
風水災訓練	風水災発生時の対応の手順確認および避難所への移動。臨時休業の判断基準検討。	最低年 1 回
総合訓練	訓練計画の振り返り及び防災マニュアルの見直し。	最低年 1 回

【消防機関への報告、連絡】

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- ① 消防計画の作成(変更)届出
- ② 防火指導の要請
- ③ 教育訓練指導の要請
- ④ 消防訓練実施の連絡
- ⑤ 消防用設備等の点検結果の報告
- ⑥ その他防火管理上必要な事項

【避難場所】

第11条 災害時の避難場所は、次のとおりとする。

☆避難場所一覧☆

事業所名	第一避難場所	第二避難場所
こばとっこらぶ	「中野区役所一帯」 中野区中野4-8-1	「中野中学校」 中野区中野4-12-3